

## 令和8年本庄市議会第2回定例会会期予定表

自 5月28日 ～ 至 6月24日 28日間

区分	月日	曜日	開議	議事
第1日	5月28日	木曜日	午前10時	○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 市長提出議案の上程 ○ 議案に対する提案理由の説明 ○ 議案に対する議案内容の説明
第2日	5月29日	金曜日		○ 休会
第3日	5月30日	土曜日		○ 休会 (土曜休会)
第4日	5月31日	日曜日		○ 休会 (日曜休会)
第5日	6月1日	月曜日	午前10時	○ 請願の常任委員会付託 ○ 議案に対する質疑・一部議案の即決 ○ 議案の常任委員会付託
第6日	6月2日	火曜日		○ 休会
第7日	6月3日	水曜日		○ 休会 (常任委員会) 総務委員会 (常任委員会) 厚生文教委員会
第8日	6月4日	木曜日		○ 休会 (常任委員会) 建設産業委員会
第9日	6月5日	金曜日		○ 休会
第10日	6月6日	土曜日		○ 休会 (土曜休会)
第11日	6月7日	日曜日		○ 休会 (日曜休会)
第12日	6月8日	月曜日		○ 休会 (特別委員会) 17号バイパス及び幹線道路整備 対策特別委員会
第13日	6月9日	火曜日		○ 休会 (特別委員会) 交通政策及び観光政策特別委員 会
第14日	6月10日	水曜日		○ 休会
第15日	6月11日	木曜日		○ 休会
第16日	6月12日	金曜日		○ 休会
第17日	6月13日	土曜日		○ 休会 (土曜休会)
第18日	6月14日	日曜日		○ 休会 (日曜休会)
第19日	6月15日	月曜日		○ 休会
第20日	6月16日	火曜日		○ 休会
第21日	6月17日	水曜日		○ 休会
第22日	6月18日	木曜日	午前9時30分	○ 一般質問
第23日	6月19日	金曜日	午前9時30分	○ 一般質問
第24日	6月20日	土曜日		○ 休会 (土曜休会)
第25日	6月21日	日曜日		○ 休会 (日曜休会)
第26日	6月22日	月曜日	午前9時30分	○ 一般質問
第27日	6月23日	火曜日		○ 休会
第28日	6月24日	水曜日	午前10時	○ 請願の常任委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 各特別委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 各常任委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 閉会

※ 一般質問(会派代表)は、市議団 知新、市議団本庄、公明党、市議団共創、市議団一期、市議団きせきの順に行います。なお、質問を行わない会派があった場合は、次の会派が繰り上がります。

※ 一般質問通告書は、会期第6日の6月2日(火)正午までに提出してください。

※ 本会議の日程は、議事の都合により変更になることがあります。

## 令和 8 年 第 2 回 定 例 会 議 案 一 覧

### 市長提出議案

(令和 8 年 5 月 2 8 日 提 出 1 5 件)

議案番号	件 名	提案理由・要旨
第 25 号 議案	本庄市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。
第 26 号 議案	本庄市税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。
第 27 号 議案	本庄市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の減免の規定を整備したいので、この案を提出するものである。
第 28 号 議案	本庄市就学支援委員会条例等の一部を改正する条例	事務の効率化を図るため、公民館相互の連絡調整に当たる公民館を変更等したいので、この案を提出するものである。
第 29 号 議案	本庄市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例	農業委員会等に関する法律に基づき、基準農業者数の減少に伴う農業委員の定数の改正をしたいので、この案を提出するものである。
第 30 号 議案	市道路線の廃止について	市道第 2 0 2 7 号線 払下げにより廃止する。 市道第 2 - 1 0 9 9 号線 払下げにより廃止する。 以上 2 件について、この案を提出するものである。
第 31 号 議案	専決処分の承認を求めることについて	本庄市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告して承認を求める。
第 32 号 議案	専決処分の承認を求めることについて	本庄市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告して承認を求める。

第33号議案	専決処分の承認を求めることについて	本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告して承認を求める。
第34号議案	本庄市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	地方税法第404条第2項の規定により本庄市固定資産評価員として 矢嶋 雅宏 氏を選任したいので、この案を提出するものである。
第35号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	人権擁護委員 福島 慎治 氏が令和8年9月30日をもって任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により人権擁護委員の候補者として福島 慎治 氏を推薦したいので、この案を提出するものである。
第36号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	人権擁護委員 中島 邦夫 氏が令和8年9月30日をもって任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により人権擁護委員の候補者として中島 邦夫 氏を推薦したいので、この案を提出するものである。
第37号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	人権擁護委員 根岸 享子 氏が令和8年9月30日をもって任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により人権擁護委員の候補者として 黒澤 敬子 氏を推薦したいので、この案を提出するものである。
第38号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	人権擁護委員 石川 優子 氏が令和8年9月30日をもって任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により人権擁護委員の候補者として 浅香 浩延 氏を推薦したいので、この案を提出するものである。
第39号議案	令和8年度本庄市一般会計補正予算（第1号）	補正予算額 7,389,000円 総額 34,678,389,000円 債務負担行為の補正

## 市内全小学校のプールを集約した 屋内温水プールを建設します

本庄市内全 12 校の小学生が水泳授業で利用する屋内温水プールを備えた複合施設を建設します。

老朽化が進み、使用期間が限られていた各小学校の屋外プールを集約し、公営の屋内温水プールとして整備することで、天候に左右されることなく、年間を通して水泳授業を計画的に実施することが可能となります。また、各学校プールの維持保全や安全管理が大きな課題となっていた教職員の負担軽減にも繋がります。

市内の全小学生が訪れるという利点を活かし、「地域愛」や「郷土の誇り」の醸成に繋がる取組を官民連携で仕掛けるとともに、スポーツ施設と生涯学習施設（会議室・多目的室）の複合化という特徴を活かし、積極的な多世代交流を創出することで地域の新たなコミュニティの核となる「次世代型プール交流拠点」を目指します。

### ●コンセプト

『学び・健康・ふれあい』をテーマに人と地域をつなぐ未来型交流拠点  
次世代型プール交流拠点を核とした持続可能なまちづくり ～泳ぐ場所から地域の核へ～

### 施設の概要

- 建設場所：共和公民館跡地及び児玉郡市広域市町村圏組合事務所跡地
- 供用開始（予定）：令和11年9月
- プール拠点規模：25m×6レーン（最大120名収容可能）
- 複合施設の規模：3,000～3,300㎡の2階建てを想定
- 想定利用者数：約6.6万人以上／年
- 概算事業費：約31～34億円（事業全体）

#### ○事業スケジュール

令和8年7月	共和公民館解体
令和8～9年	基本設計・実施設計
令和9～11年	新築工事・外構工事
令和11年9月	供用開始予定

※施設の休館日・開館時間・料金体系については、今後の調整により決定

○添付資料（本庄市共和公民館跡地施設基本計画（概要版） 1部）

問合せ先

○本件記事に関すること 企画財政部 資産マネジメント推進課 担当：逸見・佐藤  
電話：0495（71）5086

○広報全般に関すること 企画財政部 シティプロモーション推進課 担当：谷田部  
電話：0495（25）1155



# 本庄市共和公民館跡地施設 基本計画（概要版）

令和8年3月  
本庄市

# 1. 「本庄市共和公民館跡地施設基本計画」の位置づけ

## 1.1 策定の背景

「本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）」（令和7年3月策定）（以下、「総合管理計画」という。）では、「本庄市立小・中学校の教育環境の向上」の一環として、小学校プールを集約化し、天候に左右されない屋内温水プールを整備する方針が決定されました。市内各小学校からのアクセス、整備に必要な敷地面積、さらに既存の共和小学校体育館や隣接する蛭川農村公園との一体的な活用が可能であることから、「共和公民館」の敷地を集約化の適地として選定しました。

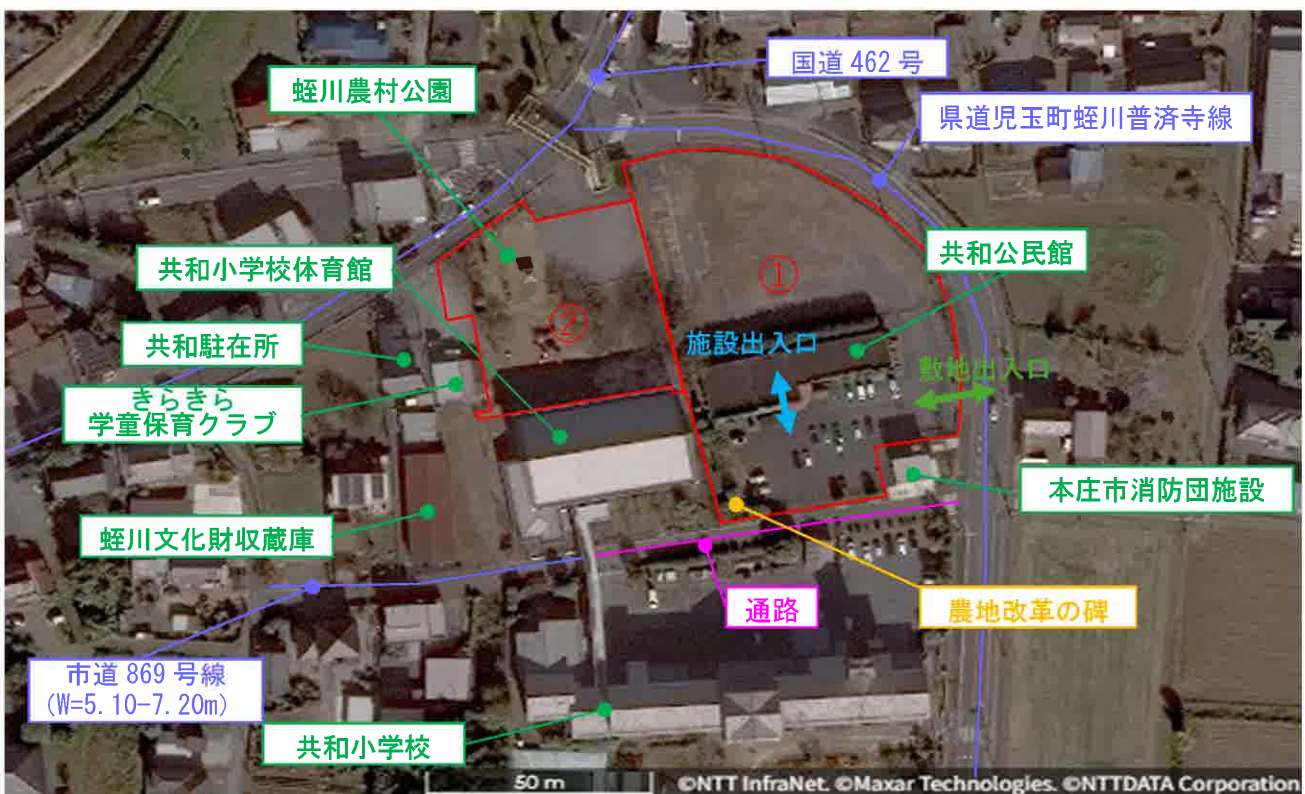
また、総合管理計画における見直し対象施設については、公共施設整備のコンセプトである「福祉」「子育て支援」「地域コミュニティ」「生涯学習」といった市民生活に密着した機能を一つの拠点に集約しながら、防災の観点も踏まえた対策を図ることで、利便性や機能性の高い施設整備を目指すこととしています。

以上を踏まえ、学校プール拠点（以下、「プール拠点」という。）及び共和公民館が有する生涯学習機能、老人福祉センターつきみ荘や本庄市シルバー人材センター（以下、「既存施設」という。）が有する高齢者福祉機能を複合化させた複合施設（以下、「複合施設」という。）の整備に係る本庄市共和公民館跡地施設基本計画を策定することとなりました。

## 2. 複合施設の整備にかかる前提条件

### 2.1 整備予定地の概要

名称	①共和公民館跡地・児玉郡市広域市町村圏組合事務所跡地（約4,884㎡） ②蛭川農村公園（約2,081㎡）
所在	本庄市児玉町蛭川915-5 ほか



(空中写真出典：Copyright©NTT インフラネット株式会社 All Rights Reserved., DigitalGlobe Inc)

図表 1 事業対象地周辺の概要図

### 3. 施設整備のコンセプト及び基本方針

#### 施設整備のコンセプト

### 「学び・健康・ふれあい」をテーマに 人と地域をつなぐ未来型交流拠点

#### 次世代型プール交流拠点を核とした持続可能なまちづくり～泳ぐ場所から地域の核へ～

市内のすべての児童が必ず学校水泳授業で訪れるプール拠点を整備することで、子から親世代へ、親世代から高齢者世代へ、泳ぐ場所として複合施設が認知されることが期待されます。

複合施設は「泳ぐための施設」「生涯学習のための施設」という分野縦割りの枠を超え、多世代が日常的に集い、ふれあう機能を融合させることで、健康維持から生涯学習までをワンストップで支える施設となります。

また、市内の多くの人が訪れやすい本市の地理的な中心地（本庄地域と児玉地域の間地点）に複合施設を整備することで、積極的な多世代交流を創出する地域の新たなコミュニティの核となり、複合施設そのものが地域課題の解決を牽引する「次世代型プール交流拠点」へと進化します。

さらに、人口減少を見据え、従来の行政の枠組みや近隣自治体の境界を越えた広域的な利用を推進することで、高度な施設機能を効率的に維持・共有する次世代の公共施設モデルを確立します。



図表 2 施設整備のコンセプト図

### 基本方針① 学校水泳授業と一般利用が両立できる屋内温水プールを有する施設

- 学校プール施設の集約化を図るにあたり、学校水泳授業に必要な機能を導入
- 利用者属性（学校水泳授業・一般利用者）に配慮した施設内の動線計画

### 基本方針② 誰もが気軽に学習できる施設

- 人口動態や利用状況、近隣施設との機能相互関係を踏まえ、市民が必要とする最適な機能（生涯学習機能、健康・福祉機能）を導入
- 会議室予約システムやキャッシュレス決済等のスムーズな受付システムの導入

### 基本方針③ 人々の生きがいと健康維持につながる施設

- 生きがいづくり（高齢者の就業機会の充実、生涯学習の充実、健康増進、地域住民との交流、社会参加等の生きがいづくりの支援）を促進する機能を導入
- こどもから高齢者へ、高齢者からこどもへ世代間交流を促進する環境整備（eスポーツ、伝統継承等）

### 基本方針④ 多世代の様々なニーズに対応できる施設

- 多様な主体が参画し、地域資源や魅力を再発見・発信する仕組みを構築することで、行政・社会課題の解決に寄与
- 多世代交流の創出と、ユニバーサルデザインに基づく「誰にでも優しい」施設環境の整備
- 周辺住民の生活機能（資源物の拠点回収場所・郵便ポスト等）の導入
- R T K基地局の設置など、地域の先端技術利用を支えるインフラ機能の検討

### 基本方針⑤ 地域防災に配慮した施設

- 気象災害の激甚化・頻発化に対応可能な指定緊急避難場所としての機能の導入
- 災害時でも自立可能なエネルギー供給体制（太陽光発電等）の検討

### 基本方針⑥ 経済的・効率的な維持管理、環境負荷の軽減に配慮した施設

- 循環型社会の実現やSDGsの理念に沿った取組（ZEB化、再生可能エネルギーの活用検討等）により、環境に配慮した持続可能な施設
- ICT等の先進的な技術を活用・デジタル化

## 4. 施設機能及び施設配置等の検討

### 4.1 プール拠点の機能・規模の設定

学校水泳授業で使用することを前提に、参考事例を踏まえて、必要な機能（諸室）と規模を設定します。規模の設定にあたっては、学校水泳授業において最大 120 名を収容することを前提とし、長さ 25 メートルのレーンを 6 レーン設置することを想定します。

また、水深については、公認規則（国内一般プール）に準じ、かつ、コミュニティプールとしての利用を想定して 1.10m を基本としますが、学校水泳授業時は対象児童の年齢に応じてプールフロアを利用することで、小学校低学年等が安心して利用できるよう水深調整を行うこととします。

なお、プール拠点において競技大会等の使用は想定していないことから、スタート台は設置しないものとします。

### 4.2 複合施設全体の機能・規模の設定

複合施設の施設整備コンセプト【「学び・健康・ふれあい」をテーマに人と地域をつなぐ未来型交流拠点】を踏まえ、既存施設の各種機能（生涯学習機能、運動・健康機能、地域交流機能、事務機能）の集約化を行います。

ただし、総合管理計画に示すとおり、利用率の低い施設や機能が重複している施設は計画的に廃止し、市の財政負担の増大を抑制することも集約化の方針検討にあたっては重要です。そこで既存施設（生涯学習機能を有する共和公民館、高齢者福祉機能を有する老人福祉センターつきみ荘）については、以下に示す集約化の考え方をもとに、複合施設の導入機能・規模を検討します。

特に、老人福祉センターつきみ荘については、既存の諸室を複合施設に集約化することは想定せず、今後、つきみ荘の既存建物の利用を停止するタイミングで、高齢者福祉機能のサービス提供を代替する施設の 1 つとして複合施設を活用できるよう、複合施設の導入機能・規模を検討します。

#### <共和公民館が有する生涯学習機能の集約化の考え方>

- 共和公民館の利用者は、高齢者を中心とした利用は多いものの、利用者が固定化している傾向があります。
- 共和公民館では、若年層に向けた講座（こども向け講座、成人向け講座など）を企画・運営していますが、その世代の利用は少ない傾向です。
- 本市内における公民館の今後のあり方については、施設の老朽化に伴う見直しも含めて、継続して検討を進めていきます。
- そのうえで、複合施設の整備にあたっては、利用率の低い諸室や機能が重複している諸室の利用状況を考慮しつつ、現在の共和公民館の利用者団体にも以前と同様に利用していただける施設として整備することとします。

#### <老人福祉センターつきみ荘が有する高齢者福祉機能の集約化の考え方>

- つきみ荘の現在の主な利用目的（運動・体操・ダンス、カラオケ利用等）は現在の高齢者ニーズによるものであり、今後の本市における人口構造変化に応じて当該ニーズが多様化することも想定されます。
- したがって、つきみ荘の有する高齢者福祉機能は利用ニーズの変化に応じて既存建物の利用を停止し、代わりに、複合施設や市内でつきみ荘と類似機能（大広間等）を有する施設（湯かっこ等）を活用するなどにより、高齢者福祉機能を維持することとします。

#### 4.2.1 複合施設全体の規模

複合施設全体の規模は3,000㎡～3,300㎡を想定します。また、別棟としてシルバー人材センター用の屋外倉庫を約55㎡確保します。

図表 3 複合施設全体の規模

機能名	規模※
生涯学習機能	約 275 ㎡
運動・健康機能（プール拠点含む）	約 1,360 ㎡
地域交流機能	約 140 ㎡
事務機能	約 215 ㎡
その他機能	約 290 ㎡
<b>専有面積小計</b>	<b>約 2,280 ㎡</b>
<b>共用部（専有面積の 35%）</b>	<b>約 800 ㎡</b>
<b>複合施設の延べ面積合計</b>	<b>約 3,080 ㎡</b>
<b>屋外倉庫</b>	<b>約 55 ㎡</b>

※各諸室の面積を合計し、1の位を調整

#### 4.3 駐車場の規模の整理

学校水泳授業送迎用バス駐車場は、1学年最大利用人数の120人をもとに3台（40人/台）とします。

プール拠点機能やその他複合化対象の機能に係る一般利用者用駐車場の必要台数は、試算結果から、最大で122台（車いす使用者用駐車場台数3台を含む）となります。ただし、プール拠点におけるピーク時や既存施設（共和公民館やシルバー人材センター）の現状の駐車場需要を損なわないことを想定した最大限の試算結果であり、施設の複合化に伴う駐車場の共用化や各機能のピーク時間帯の分散により、122台は過大な設定となることが見込まれます。

現在の敷地条件（湾曲した敷地形状につき効率的な駐車場配置が困難であること）や複合施設の建築条件等を勘案すると、複合施設においては一般利用者用駐車場（車いす使用者用駐車場3台を含む）を最低限90台程度確保するものとし、施設の供用開始後、必要に応じて近隣の敷地を臨時駐車場として確保するなどにより、ピーク時の駐車場需要に対応することとします。

#### 4.4 想定利用者数（シルバー人材センターを除く）

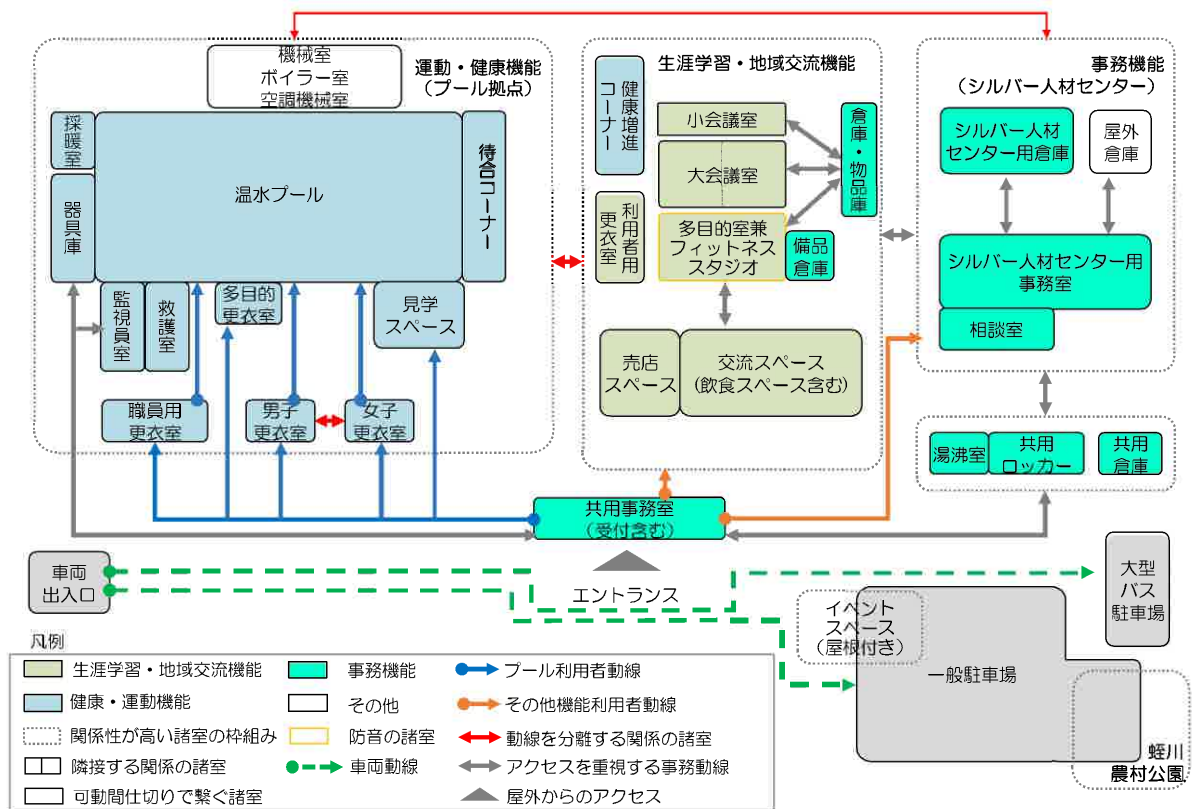
プール拠点とその他複合機能における複合施設全体の想定利用者は、年間約6.6万人以上を想定しています。ただし、上記の想定利用者数にはシルバー人材センターを除きます。なお、指定管理者制度の導入による自主事業（スイミングスクールやイベント・講座の開催）等の努力を促すことで、更なる利用者数の増加を見込むことも期待できます。

## 4.5 施設計画の検討

### 4.5.1 諸室配置の考え方

導入機能・規模を踏まえ、諸室配置の考え方とそれらを反映した機能相関図を以下に示します。

- ＜施設全体＞
- 受付機能を有する共用事務室を介して、利用者は各機能へアクセスする。
  - 学校水泳授業の時間帯においては、児童・生徒の安全・安心面に配慮して、プール拠点とその他の機能は動線を分離する（学校水泳授業時間以外は動線を分離する必要はない）。
- ＜生涯学習機能・地域交流機能＞
- 什器備品等の貸出等の頻度が高いため、倉庫・物品庫へのアクセスを重視する。
  - 誰もがアクセスしやすい諸室として、エントランス付近に配置する。
- ＜運動・健康機能＞
- プール利用者は更衣室を介して温水プールへアクセスする。
  - 監視員室、器具庫は共用事務室からのアクセスを重視する。
  - 健康増進コーナーは学校水泳授業中も一般利用者がアクセスできるように、プール拠点との動線を分離する。
- ＜事務機能＞
- 共用ロッカー、共用倉庫、湯沸室は共用事務室、シルバー人材センターの双方からのアクセスを重視する。
  - シルバー人材センター職員及び会員がセンターの事務室から容易にアクセスできるように、各種倉庫、相談室、地域交流機能（交流スペース等）、生涯学習機能（会議室等）を配置する。
- ＜駐車場・外構＞
- 大型バスは雨にぬれず児童・生徒が建物に入出入りできるように、車寄せを確保する。
  - 屋外イベント等の開催可能性も踏まえて、エントランス付近の駐車場や外構の一部は屋根付き（ピロティ等）とする。



図表 4 諸室配置の考え方（機能相関図）

#### 4.6 ゾーニングを踏まえたフロア構成

本事業で整備するプール拠点とは、以下に示すとおり、温水プール及び関連諸室を同一階に配置した場合、建築面積として概ね1,800㎡程度が想定されます。

運動・健康機能（プール拠点）をワンフロア、その他の機能（生涯学習機能、運動・健康機能のうち健康増進コーナー、地域交流機能、事務機能）をワンフロアとして、2階建ての建物とすることが想定されます。

図表 5 フロア構成の考え方（案）

配置フロア		機能分類	専有面積	フロア面積 (交通部分含む)
複合施設	プール拠点 フロア	運動・健康（プール拠点）	1,341.0㎡	1,341㎡ (1,810㎡)
	生涯学習・ 地域交流・ 事務フロア	会議	135.0㎡	935㎡ (1,270㎡)
		多目的	140.0㎡	
		運動・健康（健康増進コーナー）	20.0㎡	
		販売	20.0㎡	
		交流	120.0㎡	
		事務	213.0㎡	
その他（機械室等）	287.0㎡			
複合施設外	屋外倉庫	55.0㎡	55.0㎡	

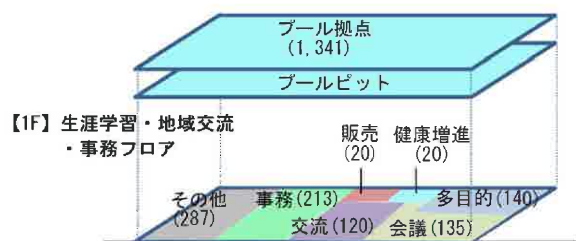
##### 4.6.1 ゾーニングを踏まえたフロア構成

「プール拠点フロア」「生涯学習・地域交流・事務フロア」を2階建てで整備するにあたり、「プール拠点フロア」の配置階によって、メリット・デメリットが異なります。

具体的には、プール拠点フロアを2階に配置する案は、利便性や設計自由度の面では優位となりますが、構造、設備負荷が大きくなります。一方、プール拠点フロアを1階に配置する案は、構造、設備負荷がもう一案と比べ小さいですが、柱配置割に制限があり2階の設計自由度が小さいこと、プールピットの掘削範囲が広く、埋蔵文化財の影響を受けやすいという懸念点があります。

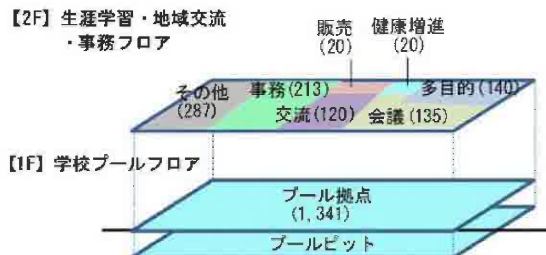
具体的なプール配置階の検討を次頁に示します。

【2F】プール拠点フロア



<プールフロア拠点2階案>

【2F】生涯学習・地域交流・事務フロア



<プール拠点フロア1階案>

図表 6 プール拠点フロアの配置階の比較

図表7 プール配置階の検討パターンごとのゾーニング比較



## 5. 事業手法

### 5.1 施設整備手法

複合施設整備にあたり適用が考えられる事業手法としては、従来方式のほかに「設計・建設・維持管理・運営」業務について一括発注を行う「PFI方式」や「DBO方式」、「設計・建設」業務について一括発注を行う「DB方式」等が考えられます。

なお、「PFI方式」や「DBO方式」、「DB方式」は事業者選定に係る期間の確保が必要であり、本複合施設の供用開始時期（令和11年9月予定）を踏まえると適用が難しいことが想定されます。

したがって、本事業については従来方式にて整備を進めることを検討します。

### 5.2 維持管理・運営手法

複合施設の維持管理・運営については、本市の直営で実施するほかに指定管理者制度を適用することが考えられます。

基本計画の策定にあたり実施した民間事業者へのヒアリング調査では、指定管理者制度の導入について、「導入できる可能性がある」と一定数の民間事業者が回答しました。今後、継続して民間事業者へのヒアリング調査を実施するとともに、指定管理者制度の導入の是非、本市と指定管理者の役割分担の検討を進めます。

## 6. 概算事業費

プールの整備事例や指定管理実績等を参考に、それぞれ単価設定し概算費用を算定しました。施設整備費は調査設計、解体工事を含めて事業全体で約31億円～34億円程度が想定されます。また、維持管理・運営費は、年間あたり1.5～1.6億円程度が見込まれます。ただし、経年劣化とともに修繕費用がかさむことが想定されますが、本概算費用の算定には含まれていません。

## 7. 運営計画

複合施設の運営計画（開館時間・休館日、利用料金）の検討方針は以下のとおりです。

図表8 運営計画の検討方針

項目	概要
開館時間・休館日	市民のライフスタイルや季節ごとの利用需要に柔軟に対応できるよう、利便性の確保を最優先に開館時間・休館日を設定します。指定管理者制度を導入する場合には、指定管理者の専門的なノウハウや提案を十分に踏まえ、効率的かつ効果的な運営体制となるよう検討を進めます。なお、プール拠点の一般開放は、学校水泳授業終了後及び未実施日を想定しています。
利用料金	施設の安定的な運営とサービスの質を維持する観点から、受益者負担の原則に基づき適正な料金水準を検討します。具体的な設定にあたっては、近隣類似施設の相場を踏まえ、公共料金検討委員会へ諮問し、慎重な議論を経た上で最終決定します。

## 8. 事業スケジュール

令和 11 年 9 月の供用開始を目指して、事業を進めます。ただし、整備予定地は埋蔵文化財包蔵地であり、試掘調査の結果によっては事業スケジュールの遅延も想定されます。

図表 9 事業スケジュール

年度	R7年度	R 8 年度												R 9 年度			R 1 0 年度				R 11 年度				
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7	8			
共和公民館解体工事	入札・発注	施工																							
地質調査				地質調査業務																					
用地測量					用地測量業務																				
埋蔵文化財調査					試掘	本掘が必要な場合(期間未定)																			
新築設計業務		基本設計・実施設計業務期間(18ヶ月)																							
新築工事																							施工(20ヶ月)※機械設備の試運転等を含む		
外構工事																							外構工事(別発注)		
維持管理・運営																							指定管理者選定(検討)		
																							開館準備		

## 9. 事業実施に向けた留意点・課題

事業実施に向けた「設計段階」、「工事段階」、「維持管理・運営段階」、「その他」の留意点・課題は以下のとおりです。

図表 10 事業実施に向けた留意点・課題

項目	課題
設計段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プール設置階の検討</li> <li>・ 誰もが安全・安心に使える施設設計</li> <li>・ 埋蔵文化財の発掘による事業スケジュールの延伸</li> <li>・ 排水経路の検討</li> </ul>
工事段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺道路への配慮</li> <li>・ 工事期間の延伸リスク</li> <li>・ 開館準備期間の確保</li> </ul>
維持管理・運営段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者の公募条件の精査</li> <li>・ 開館時間・休館日の検討、利用料金の検討</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財源確保の方法の検討</li> </ul>

### 本庄市共和公民館跡地施設基本計画【概要版】

本庄市 企画財政部 資産マネジメント推進課  
 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3  
 電話:0495-71-5086 FAX:0495-22-0602  
 E-mail:management@city.honjo.lg.jp

## WellnessDiary（ウェルネス手帳）を配布 — 子育て世帯向け”心のサポートノート” —



ウェルネス手帳は、子育てをがんばるお父さんやお母さんのための心のサポートノートです。この手帳を使って、毎日の気持ちをちょっとずつ整理することで、安心して子育てに向き合えるお手伝いをします。

### ○こんな手帳です

ウェルネス手帳は、（一社）ココロバランス研究所代表理事で、東洋大学現代社会総合研究所客員研究員の島田恭子博士監修による、アナログ手帳とデジタルコンテンツを融合させた手帳です。[日々の記録と振り返りを促す日記欄、HIPCom<sup>※</sup>のコンテンツを含むワーク・メモによる、いわゆるジャーナリングの効果]と、[HIPComから導き出されるメソッドやプログラムに沿ったWebコンテンツによる心理教育や情報提供]を組み合わせることで、手書きで記録・整理するアナログの良さと、即時性・更新性に優れたデジタルの強みの相乗効果を狙います。



※HIPCom(Healthy Interpersonal Communication)は、科学的エビデンスに基づいて開発された対人コミュニケーション支援プログラムである。予防医学・心理学の知見を統合し、実証研究で効果が実証されている。

### ○手帳の主な内容

**気持ちを記録できるページ**…日々の出来事や「うれしかったこと」「ちょっとつらかったこと」を書いて、心を落ち着ける練習ができます。



**子育てのヒント**…「どうしてこんな気持ちになるんだろう？」と

いう疑問に答えるヒントや、ポジティブになれるアイデアがたくさん。

**スマホで見られるコンテンツ**…二次元コードを使って、気分をリフレッシュするための動画や、子育てのコツを学べるページに簡単アクセス！

**○配布対象** 市内在住で赤ちゃんが生まれた家庭

**○配布方法** 出生手続き時に市役所2階こども家庭センター窓口で配布するほか、赤ちゃん訪問時にも配布

### 問合せ先

○本件記事に関すること 保健部 こども家庭センター 担当：四方田

電話：0495（71）4501

○広報全般に関すること 企画財政部 シティプロモーション推進課 担当：谷田部

電話：0495（25）1155

## 令和8年度児玉地域防災訓練を実施

訓練対象地区を定め、『大規模災害（地震・風水害等）発生時、どう行動するか』など、市民参加型の児玉地域防災訓練を実施します。



情報伝達訓練の様子



避難所の受付の様子



避難所の様子

市民の避難訓練を主体として、6月に児玉地域、9月に本庄地域で実施します。

○実施日時 6月7日(日)（全国統一実施日）午前9時30分～11時30分  
※雨天決行。荒天中止。

○会場 本庄市児玉文化会館（セルディ）[本庄市児玉町金屋 728 番地 2]

○対象地区 金屋地区（第一金屋・第二金屋・第三金屋・長沖・高柳・飯倉・宮内・塩谷・保木野・田端）

○参加者 訓練対象地区にお住まいの方であればどなたでも参加できます。

○参加団体 児玉郡市広域消防本部、児玉警察署、本庄市消防団（児玉方面隊）

○訓練内容

- ①避難所開設訓練…受付、パーティション等を設置し、避難所を開設
- ②避難誘導訓練…避難情報発令を想定し、対象地区を巡回することで、参加住民の避難誘導を行う
- ③避難訓練…避難情報発令を想定し、自宅から避難所まで避難
- ④避難所体験訓練…パーティション等が設置されている避難所内の様子や、展示物品などを見学

問合せ先

○本件記事に関すること

情報伝達訓練について 市民生活部危機管理課 担当：中井川  
電話：0495（25）1184

避難訓練について 市民生活部支所総務課 担当：岩崎  
電話：0495（72）1332

○広報全般に関すること 企画財政部 シティプロモーション推進課 担当：谷田部  
電話：0495（25）1155

## フードパントリー事業


せいかつおうえんパック

### 『生活応援便』の実施について

こどもの夏休み期間の欠食の防止や食費の増加による家計への負担を軽減するため、市内のひとり親世帯や就学援助世帯等の子育て世帯で食にお困りの方へ、市民・企業等のみなさまから提供いただいた食品等を無償で配付するフードパントリー事業を実施します。

- 配付日時：8月1日(土)から順次宅配便にて発送
- 対象者：市内在住の18歳以下の子どもと同居している、下記のいずれかに該当する世帯（※生活保護世帯は対象外）
  - ・ひとり親家庭等医療費受給世帯
  - ・児童扶養手当世帯
  - ・就学援助認定世帯
  - ・令和8年度住民税非課税世帯（世帯全員）
- 配付数：1世帯1セットを300セット※1世帯1回限り
- 内容：お米、レトルト食品、生活用品等を詰め合わせたものをセットにし、宅配便にて無償配付します。
- 申込：6月10日(水)～6月30日(火)までに  
申込フォームまたは社協窓口にて受付
- 詰合せ作業：一般社団法人埼玉県建設業協会児玉支部の皆さま（市内建設業等にお勤めの社員の皆さま）に、地域貢献活動の一環として、生活応援便の詰合せ作業にボランティアとしてご協力いただく予定となっています。
- 作業日時：7月30日(木)午前9時から
- 作業場所：本庄ガスECOはにぽんプラザ多目的ホール
- その他：この事業に活用する食料等を大募集します。  
また、この事業は、市民などからの寄附と赤い羽根共同募金を活用して実施します。



○申込フォーム：



【昨年度の様子と詰め合わせの一例】

問合せ先

○本件記事に関すること 本庄市社会福祉協議会 担当：山口・倉林 電話：0495(24)2755

ほんじょうつながりプロジェクト  
せい かつ おう えん パック

# 生活応援便

フード  
パントリー

～社協は市民のパートナー。困った時はお互い様です～

今年も昨年度に  
引き続き、米を  
10キロご用意！

フードパントリーとは、市民や企業等のみなさまからご提供いただいた食品などを、経済的事情などで食にお困りの方へ無償で提供することをいいます。本庄市社会福祉協議会では、下記の子育て世帯を対象に、食生活を応援する「生活応援便」事業を実施します。是非お申し込みください。



**お届けします！**  
・米10キロ  
・食品  
・生活用品など  
段ボール1箱

**対象** 市内在住の18歳以下の子どもと同居している、下記のいずれかに該当する世帯

- ・ひとり親家庭等医療費受給世帯
- ・児童扶養手当受給世帯
- ・就学援助認定世帯
- ・令和8年度住民税非課税世帯（世帯全員）

※申込時に左記を証明する書類の確認を行います。  
※下記の世帯は対象外となります。  
・生活保護世帯  
・申し込み時及び受け取り時に本庄市に住所がない世帯


**配送内容** 主に以下の内容を詰め合わせて配送する予定です。

- ・米10キロ
- ・レトルト食品や缶詰などの常温保存できる食品
- ・文房具などの生活用品

**提供数** 300セット (300世帯分)


**申込** 6月10日(水)～6月30日(火)までに右記コードまたは社協窓口にて受付

- ・申し込みは、1世帯1回限りです。重複の申し込みはできません。
- ・応募者多数の場合は抽選となります。
- ・この事業は、ご協力いただきました多くの寄附者の善意により実施するものです。申し込み内容に虚偽のないようお願いいたします。



**配送までの流れ** 8月1日(土)から順次、配送業者を通じてご自宅へお届けします！

- ・詰め合わせの内容についてのご要望はお受けできません。あらかじめご了承ください。



\*お預かりした個人情報は、この事業の利用目的以外には使用いたしません。安心してお申し込みください。



この事業は、寄附品のほか、赤い羽根共同募金も活用して実施します。

～問い合わせ先～

**本庄市社会福祉協議会**  
TEL: 0495-24-2755 / FAX: 0495-21-5516  
Email: foodbank@honjo-shakyo.or.jp





みんなのやさしさで  
おなかとこころをいっぱい

「何かできるかも」  
という気持ちで支援の第一歩です  
ご寄附がこどもたちの  
今と未来を守ります

## 生活応援便事業を応援してください！

対象となるこどもの夏休み期間の欠食の防止や食費の増加による家計への負担を軽減するための事業です。本庄市に住むこどもたちに食事と笑顔を届けるために、あなたの力を貸してください！

この活動続けるために、ご支援をお願いします

### ①食料品をご寄附いただく方法

食料品を直接お持ちください

インスタント・レトルト食品／缶詰／  
調味料／穀類(お米・小麦粉など)／お菓子／  
乾麺・パスタ／飲料などの未開封のもの

#### ◆ご寄附いただけない食料品◆

賞味期限の記載がないもの／賞味期限が2か月以内のもの／開封済みのもの／品質表示がないもの／手作りのもの

**受付時間** 平日8時30分から17時15分まで

### ②寄附金でご支援いただく方法

方法① 現金を直接お持ちください

方法② 銀行振込みをお願いいたします

埼玉りそな銀行／本庄支店

□座種類／普通 □座番号／0055207

□座名義

社会福祉法人本庄市社会福祉協議会

右記コードより  
お申込みください。



私たちは、地域社会を良くするために、制度の狭間となる課題解決に挑戦し続ける団体です。

### 生活応援便事業でのこれまでの活動実績

支援を行った  
世帯数 **1,000**  
世帯以上

支援を行った  
こどもの人数

**2,000**  
人以上

配送してきた  
食料品等の総量

**19.76**  
トン以上

【お問い合わせ先】

社会福祉法人本庄市社会福祉協議会

住所:本庄市銀座1-1-1

TEL: 0495-24-2755 / FAX: 0495-21-5516

Email: foodbank@honjo-shakyo.or.jp



## 生活応援便の仕組み

### Step.01



ご家庭や企業から  
食品をお預かりします

### Step.02



私たちが仕分けて  
配送します

### Step.03



生活にお困りの  
支援を必要としている方へ

## 本庄市社会福祉協議会へ寄せられた当事業の主な感想・メッセージ

•物価高騰、息子の不登校による職種の選択の自由のなさから、年々生活費が厳しくなっています。そんな中、たくさんの物資をいただけて、大変助かりました。これだけあれば数日、食費に困らないかなと考えた時に、本当に命を救われたと思いました。心から感謝いたします。

•生活が苦しい。お金の心配が頭から離れず不眠症。夏休みは食費が本当に大変で、心も体もボロボロでした。今回、生活応援便でたくさんのものが届いて、本当にありがたいと思いました。支えてくれる方がいるのだと感じ、胸が熱くなり涙が溢れました。

•届きました。これで明日も生きられます。ありがとうございます。

•物価高の影響ですべて生活に余裕が無い状況です。毎日苦しいので、とても助かりました。継続して配布いただくと助かります。

•今年離婚しました。見守ってくれる人が母親以外でもいる事に心強さを感じました。皆様の善意のおかげで、不安のない夏休みを過ごしました。感謝しています。

•物価が高騰していてちゃんとした食事がとれていませんでした。ご支援ありがとうございました。とても助かりました。いつかは支援をできる側になる様に日々頑張っていきたいです。

**本庄市社会福祉協議会は、  
生活にお困りの人や子どもたちを  
一人でも多く救うために、活動します。  
子ども達の喜ぶ活動を一緒に支えていた  
だけの方を募集しております。**

